

自然科学研究機構分子科学研究所研究顧問要項

平成16年5月19日

分子研所長裁定

第1（目的） この要項は、自然科学研究機構分子科学研究所規則（平成16年分研規則第1号）第5条第2項の規定により、自然科学研究機構分子科学研究所（以下「研究所」という。）における研究顧問制度の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2（職務） 研究顧問は、研究所の研究活動に関して指導、助言等に当たる。

第3（資格） 研究顧問となることができる者は、分子科学の分野において特に優れた研究業績を有する者とする。

第4（委嘱） 研究顧問は、分子科学研究所長が委嘱する。

2 前項の委嘱期間は、2年以内とし、再委嘱を妨げない。

第5（研究施設等の利用） 研究顧問は、必要に応じて研究所の研究施設等を利用することができる。

第6（秘密保持義務） 研究顧問は、職務上知り得た秘密を研究所の許可なく漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

附 則

この要項は、平成16年5月19日から施行する。

附 則

この要項は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年12月12日から施行する。